

# 指定管理業務点検・評価シート

平成 26 年 10 月 1 日

施設名	県立障害者体育センター	所在地	鳥取市湖山町西3丁目113-2
施設所管課名	障がい福祉課	連絡先	0857-26-7193
指定管理者名	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	指定期間	平成26年度～平成30年度

## 1 施設の概要

設置目的	障害者の体育活動等を推進する。
設置年月日	昭和52年10月13日
施設内容	敷地面積：7,854.62㎡ 延床面積：992.65㎡ 施設内容：体育室（バスケットボール1面）、男女ロッカー・シャワー室、事務室、器具庫（小・大）
利用料金	別紙のとおり
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	毎週月曜日（ただし、その日が休日にあたる場合は、その直後の木曜日とする） 毎月第3火曜日（ただし、その日が休日にあたる場合は、その直後の火曜日とする） 12月29日～1月3日

## 2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者体育センターの施設整備の維持管理に関する業務（保守管理、修繕、清掃、保安警備等）</li> <li>・ 障害者体育センターの利用の許可、利用料の徴収等に関する業務</li> <li>・ その他施設の管理運営に必要な業務（利用受付、案内、備品貸出、利用指導又は操作、利用者へのサービス提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務）</li> </ul>
---------	--

## 3 施設の管理体制

管理体制	常勤職員：3人、非常勤職員：2人〔計5人〕
	別紙のとおり

## 4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	25年度		646	1,029	878	584	504	724	810	982	488	513	491	559
24年度		662	822	763	639	468	574	625	731	523	535	368	480	7,190
増減		-16	207	115	-55	36	150	185	251	-35	-22	123	79	1,018

  

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	25年度		18	13	22	13	14	20	19	18	21	24	19	22
24年度		30	24	24	28	24	27	22	23	18	38	42	18	318
増減		-12	-11	-2	-15	-10	-7	-3	-5	3	-14	-23	4	-95

5 収支の状況

区 分		25年度	24年度	増 減	
収入	事業収入	利用料金収入	223,210	318,830	-95,620
		減免交付金	1,460,000	1,673,450	-213,450
		県からの委託料	6,286,000	6,286,000	0
		小 計	7,969,210	8,278,280	-309,070
	事業外収入	雑収入	255,441	365,168	-109,727
		受取利息	221	187	34
		繰入金	788,329	0	788,329
		小 計	1,043,991	365,355	678,636
	計		9,013,201	8,643,635	369,566
	支出	人 件 費	4,977,214	4,863,648	113,566
管理運営費		4,035,987	3,998,131	37,856	
事 業 費		0	0	0	
計		9,013,201	8,861,779	151,422	
収 支 差 額		0	218,144		

6 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
目標値の設定	利用促進に資するため、利用者数等の目標値設定を行い、その実現に向けて取り組んだ。
ハード、ソフト面の改善	「体育館外壁（南面）改修」「トイレ・洗面手洗い水栓及び照明人感センサー化」「管理用昇降機梯子転落防止柵設置」の工事を施工し、環境の改善がなされた。ソフト面については、夏季開館時間の30分延長を前年度に引き続き実施した。
情報発信、広報	障害者体育センターホームページで、利用手続き、利用料金、予約状況、その他イベント情報などの情報発信を行った。 またセンター内掲示版等にて、県内の障がい者スポーツイベント等のチラシ、関連ポスターによる情報提供を行った。
スポーツ教室、スポーツイベントの企画、実施	スポーツ教室については、「アーチェリー」を実施し、日本代表強化指定選手に指導していただいた。また、障がい者スポーツ教室を年間95回実施し延べ1,598名の利用があった。障がい者スポーツ大会誘致にも取り組み、ふうせんバレーボール大会、障がい者卓球大会を誘致し、各団体と協力して実施した。

7 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者との「意見交換会」実施。</li> <li>・施設内に設置する意見箱。</li> <li>・施設窓口での意見受付。</li> <li>・県への「県民の声」による意見受付。</li> </ul>
------------	---

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
・会議室やミーティングを行う部屋がほしい。	増築するにも場所がなく設置は困難である。
・夏は暑く、冬は寒いので、エアコンを付けていただけるとありがたいが、せめて製氷機を設置していただきたい。	エアコンの設置はなかなか難しいところであるが、県にはそのような意見があることは伝えている。H24に上窓を開閉式にして若干ではあるが改善を図った。製氷機については設置を検討する。
・器具庫に棚を設置していただきたい。	安全性も加味してオーダー品も視野に入れて検討する。
・バレーボールの支柱が老朽化しているので更新をお願いしたい。	いつ導入されたものかも調べた上で検討する。

利用者からの積極的な評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館内に設置されている消火器がハードケースに入れられたことにより、ボールが当たらないように気を使わなくて済むようになった。</li> <li>等の意見を利用団体等からいただいている。</li> </ul>

## 8 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度より行っている「ツインバスケットボール教室」は廃止としたが、鳥取県アーチェリー協会と共催して「アーチェリー教室」を実施し、日本代表強化指定選手の指導を受けている。</li> <li>・経験豊富で障がいにも詳しい講師を招聘し、障がい者スポーツ教室を年間95回実施し、延べ1,598名の利用があった。</li> <li>・障がい者スポーツ大会開催誘致にも取り組み、ふうせんバレーボール大会鳥取大会(53名参加)や、鳥取県身体障がい者卓球協会主催の大会(34名参加)を誘致し、協力して実施に当たった。</li> </ul>

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度、23年度に利用料金の過誤請求をしていたことが平成24年度に判明し、再発防止策として管理台帳を作成し、チェック体制を再構築した。その後、同様の事例は起きておらず、引き続き漏洩なきよう管理業務に努める。</li> </ul>

## 9 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 施設設備の保守管理・修繕 施設の保安警備、清掃等 事故の防止措置、緊急時の対応	B	・委託業者とともに特に問題なく設備の管理が行われている。 ・基幹施設(厚和寮)等周辺の福祉施設との連携により適切な対応がなされている。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 利用の許可 適正管理に必要な利用者への措置命令 利用料金の徴収、減免	B	・平成22年度、23年度に利用料金の過誤請求をしていたことが平成24年度に判明し、再発防止策として管理台帳を作成し、チェック体制を再構築された。その後は、適正に管理が行われている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 利用受付・案内 附属設備・備品の貸出し 利用指導・操作	B	・利用の受付、案内に対する苦情もなく、適正に施設の管理が行われているものと考ええる。
〔利用者サービス〕 開館時間、休館日、利用料金等 利用者へのサービス提供・向上策 施設の利用促進 個人情報保護、情報公開 利用者意見の把握・対応	B	・意見交換を行うなど、利用者の意見を積極的に取り入れるよう努力している。 ・適切にハード面の要望を行うなどサービス向上に努めている。 ・広報については、HPの情報が古いことがあるなど改善の余地あり。
〔収入支出の状況〕	B	・収入及び支出について、適正に執行されていたものと考ええる。
〔職員の配置〕	B	・委託業務仕様書に定める配置人員を満たしており、施設の管理運営に支障のない配置であると考ええる。
〔 〕		
総 括	B	・概ね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。今後も一層のサービス向上と利用促進を図ることが必要と考ええる。

《評価指標》A：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。

B：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。

C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。

D：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。